

# 地方公営企業の「資本」について

遠 藤 三 郎

## 目 次

### ま え が き

- 第一節 公共企業体の所有の本質
  - 第二節 地方公営企業の産業領域の特性
  - 第三節 独立採算制の導入とその矛盾
  - 第四節 「資本」利潤のコスト化
- む す び

## ま え が き

東京都営地下鉄は地方公営企業である。

昭和32年度の着工以来昭和43年度までに1号線(押上—西馬込間, 18.7km)および6号線の一部(志村—巢鴨間, 1.4km)の合計28.7kmが開通。現在(巢鴨—三田間, 10.3km)および10号線(新宿—住吉町間, 11.5km)の建設中である。このほか, 昭和46年度末までに6号線(全長20.9km), 昭和48年度末までに10号線の完成し, 昭和48年度までに51.24km総事業費265,917百万円を計画している(『東京都中期計画—1968年』)。

昭和43年度までの建設投資額は118,357(百万円)にのぼり昭和44年度では総額151,257(百万円)に達する。これらの所要資金は大部分地方債の発行等起債によってまかなわれており, 市場公募債(年利7.3%)に依存する比率が高い。そのため, 昭和43年度の場合支払利息は4,457(百万円)となり, 営業収支は, 収入6,964(百万円)(うち乗車料収入2,360(百万円)), 支出は7,623(百万円), 差引, 623(百万円)の赤字, 同年末の累積赤字は8,142百万円となって

いる。

地方公共団体、就中、大都市がその行政の不可欠の重要部面として実施している公営交通事業は819事業、年間輸送人員は45億人に達している。地下鉄道は、大都市交通難の増大とともに、東京2、大阪、名古屋、横浜（建設中）で横浜を除く三市は、昭和37年以降全て赤字経営であって、その赤字巾は増大している。

37年1,379（百万円）、38年2,196（百万円）、39年2,764（百万円）、40年1,800（百万円）、41年3,383（百万円）となっており、料金収入に対する支払利息は昭和41年度66.2%（第一表参照）となっていて、東京と同じ傾向を示している。

このような借り入れにもとづく投資の増大の原因は、第一に、「地下鉄事業は大都市における都市改良事業にほかならない」（『地方公営企業制度調査会資料』自治省（ページ9））という『答申』にもかかわらず、地方一般会計あるいは中央からの財政資金の支出が少く、いわゆる「自己資本」の構成比が低いことにある。

同調査会答申も、「地方公営企業は、これまで建設改良資金のほとんどを借入金（企業債）によってま

かなってきたため、民営企業に比して一般に自己資本の割合が低くなっている。地方公営企業の自主性を強化し、その財政の弾力性を確保するという意味では、元金償還の必要のない自己資本を充実することが望ましい……

一方、地方公営企業はそ

第一表 地下鉄の金利負担状況

年度	料金収入(a) (百万円)	支払利息(b) (百万円)	b/a×100 (%)
30	1,655	127	7.6
33	2,358	448	18.6
34	2,519	526	20.9
35	3,400	1,131	32.9
36	4,300	1,769	41.1
37	4,938	2,321	47.0
38	6,140	3,369	54.9
39	7,680	4,452	58.0
40	9,687	5,902	69.9
41	10,937	7,243	66.2

資料 坂田期雄『地方公営企業』ページ421。

の特性に基づき後述の企業会計と一般会計等との負担区分により一般会計等が負担すべき部分を建設段階において出資金として企業会計に繰り入れるべき場合が少くない。従来、負担区分の不明確な関係もあってこの種の出資が十分に行なわれず、それが企業経営を圧迫してきたことは見のがせない。」  
(同5-6ページ)

第二表 資本的収支の財源の調達方法別構成割合の推移

		外部資金	内部資金	不足資金
六 大 都 市	35	68.9%	22.4%	8.7%
	36	77.1	7.9	15.0
	37	71.0	11.0	17.9
九 都 市	35	39.0	53.3	7.7
	36	40.0	40.7	19.3
	37	40.6	40.6	18.8
そ の 他 都 市	35	40.3	45.1	14.6
	36	52.2	37.8	10.0
	37	53.1	34.9	12.0
平 均	35	64.7	26.3	9.0
	36	72.9	12.2	14.1
	37	67.9	14.2	7.9

1. 外部資金とは、企業債、他会計出資金、補助金、財産売却代金等をいう。
  2. 内部資金とは、損益勘定留保資金、繰越利益剰余処分額等をいう。
  3. 不足資金とは、一時借入金等によって一時的に措置されたものをいう。
- 同前 『資料』ページ 205。

第三表 地下鉄事業債の資金区分

	35		36		37		38		39	
	金額	(構成比)	金額	(%)	金額	(%)	金額	(%)	金額	(%)
政府資金	35	(42.2)	70	(50.0)	84	(49.4)	100	(50.0)	106	(41.6)
資金運用部	13	(15.7)	13	(9.3)	24	(14.1)	50	(25.0)	91	(35.7)
公 募	48	(57.8)	70	(50.0)	86	(50.6)	100	(50.0)	149	(58.4)
市 場	42	(50.6)	70	(50.0)	76	(44.7)	79	(39.5)	99	(38.8)
合 計	83	(100)	140	(100)	170	(100)	200	(100)	255	(100)

同前 ページ205。

以上の答申にもかかわらず一般会計からの出資は、東京、名古屋についてみても改善されてはいない。このため昭和44年度地方財政計画は1,148億円うち、資本勘定出資金738億円（対前年/74.9%）地下鉄84億円建設改良費の割高分について繰り出し基準を設け指導を強めている（44.8.13通達、参照）。

このような建設費調達、資本調達は、独立採算制をとる公企業すなわち公共企業体（Public Corporation）に共通の問題であり、企業規模の相対的に小さい地域的公共企業体の場合には特に難しい問題となっている。

欧米においても同様であり、公共団体が租税によって調達した財源をもって建設し（公共投資）、これを公企業に貸与する場合、ニューヨーク市交通公団、

第四表 公営企業繰出金の事業別内訳（昭和44年度地方財政計画）

1. 水道事業		88億円
消火栓の建設および維持管理に要する経費	60億円	
企業環境が悪いため高い料金になっている水道事業補助	28	
2. 工業用水道事業		30億円
地盤沈下対策等のための工業水道事業に対する補助	30億円	
3. 交通事業		95億円
路面電車の軌道撤去および路面復旧に要する経費	111億円	
地下鉄事業に対する補助および出資	84	
4. 病院事業		185億円
病院の建設改良に要する経費	152億円	
へき地の医療確保に要する経費	21	
救急病院に要する経費	4	
看護婦養成所に要する経費	8	
5. 下水道事業		669億円
下水道の維持管理に要する経費に対する補助	171億円	
下水道の建設改良に要する経費	498	
6. 市場事業		4億円
市場の流通対策に要する経費	4億円	
7. 簡易水道事業		8億円
8. 再建企業		69億円
財政再建計画上の不良債務解消のための繰入額	69億円	
	合計	2,148億円

資料 首藤堯，展望，1969.4.

第五表 地下鉄事業に対する一般会計出資（単位 百万円）

		35	36	37	38	39	40	41
東京都	建設費(A)	6,825	7,631	10,405	7,939	5,915	5,697	13,145,229
	出資金(B)	1,000	2,000	2,000	1,000	1,078	166	222,000
	B/A × 100	14.7	26.2	19.2	12.6	18.2	2.9	1.7
名古屋	建設費(A)	932	1,923	2,481	1,048	3,663	4,643	7,939,846
	出資金(B)	—	—	100	—	—	—	100,000
	B/A × 100	—	—	4.0	—	—	—	1.3

資料 坂田期雄「地方公営企業」ページ 421。

西ベルリン運輸公社、ハンブルク高架鉄道会社（特殊会社）、ストックホルム運輸会社（特殊会社）、ローマ地下鉄道会社（特殊会社）と、企業債に対する特別の保証、あるいは補助金による場合、ボストン大都市運輸公社、ロンドン運輸管理局、パリ運輸公社の二つに大別例示される。

以上わが国の地方公共企業体とくに地下鉄事業を例示したが、このような金利のかからない「資本」の不足あるいはそれを補うための調達の問題は、資本所有から自由な、したがって資本の支配から自立（この場合には政府および議会の支配から）した、独立採算制の公共企業体の矛盾である。

本稿では、この矛盾の本質・性格について考えてみることにしたい。

## 第一節 公共企業体的所有の本質

地方公営企業のいわゆる「自己資本」について考察するにあたり、われわれは最初に、中央政府を含めた公企業の資本について原理的考察から始めなければならない。

地方公営企業は、公企業の一つである。現代資本制社会における公企業はその企業形態としては、公共企業体が最も発展したものであり、最も典型的なもの<sup>(1)</sup>とされる。

その理由は、この公共企業体という資本組織によって公共的支配と私的、

利潤追求原理からの解放という二律背反が達成される<sup>(8)</sup>、あるいは、経済計画と自立性との間の「矛盾と調和」<sup>(9)</sup>が達成されるというところにあるようだ。

占部都美氏は、この点について、公共企業体は、既存企業の買収の場合は旧株主の債券所有者への転化、新設の場合には「パブリック・コーポレーション債券投資の方法によって資本拋出が行われる」「債券は債権を表示するが、それは私的所有を意味するものではない」<sup>(4)</sup>ため、「終局においては、所有は経営の下に合一することになり」<sup>(5)</sup>、資本と経営との完全分理は公共支配と経営の分離によって経営の自主性が達成されると述べている。

また、一瀬智司氏は、公共企業体的所有を検討して、「かくして、その資本の意味するところは、資本が企業体自体の固有のものとして確立し、出資者たる国との関係において、企業自体の所有 (ownership) にかかる資産を保有すること」によって、形式的出資者 (資本) から経営の分離が徹底し、「独立の経済単位体」<sup>(7)</sup>を構成すると指摘している。

このような主張によれば、公社的所有は、公企業における全額政府出資企業とは異なり、国家は、その所有を通じての支配は不可能となり、公企業資本は国家独占資本であるとする論拠は失なわれることとなる。果して、そうであろうか、以下この点について検討しよう。

かつて筆者は、公企業は生産面においては、その社会的性格に合致した集団的形態 (mode de production collectif, gesellschaftlichem produktionsbetrieb)<sup>(9)</sup>であるが、所有の面においては、国家権力によって媒介された間接的社会的 (所有) 形態であるところに特徴があることを指摘した。

このことは、公社形態が国家 (政府あるいは議会) の直接的所有から分離したという意味で間接的国家的あるいは社会的所有の形態だという上掲の二氏の規定とは根本的にことなるものである。

すなわち、国家的所有から分離したという点においては、公共企業体的所有は、所有および支配と経営とが合一した文字通り直接的所有形態であるといわなければならない、社会あるいは国家とは独立した資本家共同的所有の形

態である。

このような資本家的共同所有が共同社会的あるいは国家的性格をもちうるのは次のような関係を通じてである。現代の私的企業は自己資本すなわち株式所有からの支配を次第に薄めているともいわれるように、金融（他人資本）を通ずる銀行資本の支配あるいは、それを基礎とする人的支配（重役派遣）によっても広い意味での資本所有にもとづく支配下にある、この場合には貨幣資本あるいは貸付資本の所有にもとづく企業（資本）支配を行なうところにも大きな特徴がある。したがって、公企業、公共企業体の場合にも、国家資本、政府（投）融資、補助金、信用保証および官僚の天下り等によって国家の直接的支配が保証されているのである。

さらにまた、政府の出資が多少なりとも存在する場合には、筆者もすでに指摘したように、<sup>(3)</sup>間接的な資本連合の直接的所有（形式的には間接的共同所有）という私的資本家的所有の形態の一つの典型をなすものであって、占部氏自身、パーリ・ミーンズの株式会社の所有形態における公共性＝Quasi-public Corporation <sup>(3)</sup>批判として認識するところでもある。

いずれにせよ、公共企業体的所有について、法律の形式的解釈から国家的所有と公共的所有とに区別し、公共的所有に、国家の階級的性格にかかわらず、独立の性格を規定することは、両形態ともに「国家によって媒介」されるという意味において間接的社会的所有であり、国家の資本制的性格によりその共同的所有＝公共企業体的所有は資本制の共同であるということを否定することになるので誤りであろう。

このように考えることにより、パブリック・コーポレーションは「国家と独立した自主体が、あるいはその実体はあくまで国家の一機関<sup>(4)</sup>か」という論議は自明のものとなるのである。

注 (1) 山本政一著『公企業批判』ページ64、あるいは一瀬智司著『現代公企業論』ページ12参照。

(2) 占部都美著『公経営管理』ページ61参照。なお、山本政一氏は上掲書において

公企業に「公的利潤」を認めることは、「公共性と営利性という、公企業論における内在矛盾の一つの調和」として肯定されなければならないということの一つの主要な論点として展開している点は注目される。特にページ 199参照。

- (3) 占部都美著『公共企業体論』第二増補版 ページ 104。
- (4) 同前 ページ 120。
- (5) 占部都美著『公共企業体論』ページ 37。
- (6) 同上 ページ 44。
- (7) 一瀬智司 前掲書 ページ 53。
- (8) 寺尾晃洋著『独立採算制批判』および『山本政一著『国有化企業経営論』同『公企業批判』馬場克三著『個別資本と経営技術』は、この代表的なものである。  
寺尾氏は、公企業は、資本制生産の独占資本主義への、またさらに国家独占資本主義への発展を基礎に、独占資本の代表としての国家が社会総生産の低利潤部門に形成され、その使用価値生産の側面から「公的需要の充足」という公共性が与えられるという論旨であると考えられる。特に第一章参照。  
「パブリック・コーポレーションは根本的には、資本主義の発展期そして独占期における国家の経済に対する干渉、助長、制限を通じて、資本主義の補強をはかろうとする資本主義内部における運動の所産であって、いわば国家独占資本主義段階における、個別資本の矛盾の疎外された形態」としてとらえることが先決であると考えられる。山本政一著『公企業批判』
- (9) 資本制生産の発展とそれに対応する企業形態についてマルクス・エンゲルスは株式会社、国有企業についてすでに基本的に考察しており、これについては所有の側面と生産力の側面から厳密に規定している。すなわち、株式会社、国有企業にみられる社会的、共同的所有 (Gemeinbesitz, possession commune) にもとづく「事実上すでに社会的生産経営にもとづく資本制的所有 (tatsächlich bereits auf gesellschaftlichem Produktionsbetrieb beruhenden kapitalistischen Eigentum) これを仏語版では、事実上すでに集合的生産様式にもとづく資本家的所有 (propriete capitaliste, qui de fait repose déjà sur un mode de production collectif. 《“Le Capital” p. 342》といいかえているのがそれである。
- (10) 拙稿「地域開発と公企業の必然性」岐経大論集 第2巻第1号, ページ 95。
- (11) 大島国雄著『公企業経営』ページ 114。
- (12) 拙稿「公企業の財務管理」岐経大論集 第2巻第2号, ページ 11~12。
- (13) 占部都美著『公共企業体論』ページ 21~。
- (14) 占部都美著『公共企業体論』ページ 61。

## 第二節 地方公営企業の領域

前節においては、公企業資本あるいは公共企業体的所有が間接的社会的所有、しかも、資本家的共同所有を本質的規定とすることを明らかにした。このことを明らかにすることによって、公企業あるいは公共企業体が、資本制的総資本の不可欠の構成要素をなすものであり、したがってまた剰余価値を生産するものであるという側面が基本的に解明されたものと考えられる。

そこで次に問題となる点は、地方公営企業の使用価値形成的側面の解明である。地方公営企業の生産物（サービス）の使用価値は剰余価値を体現するものであり、その実現を条件づける。

勿論、この剰余価値の実現は、具体的には料金を通じてなされるのであり独占価格および公共料金として総独占資本および住民との経済的力関係および政治的関係に制約される。このような料金問題については別に考察することにして、本節では、この使用価値の社会的・物質的性格を解明することによって公企業（地方公営企業）資本の社会的および公共的性格を明らかにする。

次いで、このような「生産」の費用負担の問題を考察し、地方公営企業資本の調達の問題の基本を考察することとする。

第一の問題については、すでに別稿で考察したことがあるので、その要点を摘記する。

第一は、生産の共同社会的諸条件の私的、個別的な所有からの排除である。

第二に、排除された「諸条件」は維持・管理されて・永続的に「公共的」すなわち資本の共同社会的需要を充足しなければならない。

第三に、社会総資本の運動法則によって基本的に次いで、政治、行政的配慮によって企業としてか、あるいは、行政としてかその経営形態が規定される。経済的運動法則は、財政の法則として直接的に作用する。

A・スミスの有料道路の例は、また経済の発達、資本の蓄積の低い段階でその地域的支配領域も狭い段階では、その地域的利用者負担に一定の合理性があったし、また、経済の自由発展の法則は、財政経費の節約、チープ・ガバメントの原理として租税負担の軽減に作用した。

現代においては、財政経費膨脹と租税負担軽減のための人民の抵抗によって、いわゆる財政の硬直化をもたらし、合理化、節約の見地から特別会計化独立採算化＝公企業化が必然的傾向となる。

これは、さらに混合会社、民間個別資本による経営<sup>(3)</sup>に委ねられる。

このようにして、公企業は、その物的側面使用価値の側面からみるとその公共性、共同利用的性格は相対的なもので歴史的にも、社会的にも確定することは出来<sup>(4)</sup>ない。

W・ロブソンは、公団・公社の欠陥について、次のような指摘をしている。「その事業と他の機関が実施する関連活動とを調整する方法がないということである。それはただ1つの目的を追求するだけである」。「欠点のうちでさらに重大なものは、それらが民主主義の立場からみて、政治責任を責わないということにある」「公団、公社は、民主的に選挙された地方機関の適切な代用物とみることはできない。それは真の地方自治の形態とはいえない。とくに、公団、公社などこの種の機関の存在は、地方自治体から、それが執行することができ、また果すべきである多数の重要な機能を奪い去るものであり、そのために地方行政の全体的な体制を弱める」として、ロンドン、シドニー、西オーストラリアおよびアメリカ合衆国の例をあげ、地方公営企業の活動領域と地方行政事務との区別の必要性を強調<sup>(5)</sup>している。

かつて筆者は、「地方開発公社等の開発事業は本来個別資本の経費で行うべき事業を地方政府が代行し、地方財政の不足を補うための一時民間資本を借り入れる公共団体の事業と本質的には同じものである。それが「公社」等の形式をとるのは、米国の場合も……住民、議会の監視を逃れること、上級政府機関の統制を逃れる方便として利用されるものであろう」と述べた<sup>(6)</sup>が、

これは、ロブソンの指摘する点のうち財政的問題に関する具体的な欠点を指摘するものであった。<sup>(7)</sup>

それにもかかわらず、ドラモンドがイギリスにおける地方公営企業の新しい二つの型として、娯楽と交通規制の分野を数えているように、収益事業としての地方公社が増大する傾向は第六表のようにアメリカにも共通するものがある。またさらに、T・V・Aによって示されるような公共事業、地域開発（都市を含む）に公企業が利用される傾向が指摘されなければならない。

第六表 都市（米国）の一般収入（単位100万ドル）

	1960		1942		1960—42 増 加 率
	金 額	%	金 額	%	
一 般 収 入 計	11,647	100.0	3,122	100.0	273
租 税	7,109	61.0	2,325	74.5	206
資 産 税	5,197	44.6	2,026	64.9	156
売 上 税	1,217	10.4	124	4.0	800
手 数 料	695	6.0	176	5.6	284
政 府 間 収 入	2,321	20.0	509	16.3	356
企 業 収 益	2,217	19.0	289	9.2	665
(通常サービス)	1,342	11.5	101	3.2	1,228
特 別 賦 課	293	2.5	32	1.0	815

資料 “Municipal Finance Administration” (The International City Managers Association 1962.) ページ 38。

以上本節においては、前節で説明した一定の所有関係を前提したうえで、公企業および行政の「生産する」使用価値に着目して、公益性の本質およびその本質より生ずる所有＝経営関係、いいかえれば地方公営企業の事業領域の被規定性を明らかにした。

注 (1) 拙稿「地域開発と公企業の必然性」参照。

(2) K. Marx “Das Kapital”. Bandl. s. 697. によれば、「19世紀の初めには、イングランドには、10万の人口を算える都市はロンドン以外は一つもなかった。5万以上は僅かに5つの都市、今では人口5万以上の都市が28ある」ということであり、Municipal Corporation は有効であった、このような現実から、Municipal Corporation Act が1835年成立した。

- (3) わが国における行政と企業との境界線の揺れを示すものとして、最近の公共事業の民営化をあげることができる。「60年代後半、この民間資本による公共事業等の促進という傾向がはじまっています。千葉県では、三井不動産など大手四社が千葉県に委託を受けて埋立事業をやっています。千葉県地帯経営協議会が千葉県よりもどうも県政を握っている感じがする。……あるいは大阪の都市再開発では、最近大阪府開発株式会社というものが東大阪の副都心の開発を担当しているわけであります」（宮本憲一「70年問題と自治体」雑誌「自治研」1969、8・9号、ページ 59）参照。

このような大手商社と公共事業の関係については都市再開発事業の収益化とともに、住友商事——大阪府（茨木市）、三菱商事——千葉県（君津地区）、茨城県（鹿島地区）、三井物産——神奈川県（厚木市）、丸紅飯田——愛知県（布浦地区）というように（日本経済新聞、昭和44年8月7日）各社とも本格的に進出しはじめているが、アメリカにおける手法も同様である。

- (4) 公共事業と企業経営の観点から、地方公営企業の領域について占部氏は次のように指摘している。

「これ（公共事業）は、伝統的には企業概念とは一応区別されてきた。……しかし、この種の公共事業は本来経済的給付（サービス）の供給維持を目的とする点において、第一、第二の企業とは本質的に異なるところはない。これが従来行政役務的性格のものとして取扱われてきた理由は、要するに、従来の行政政策の結果にすぎない。したがって、現在問題化している有料道路の建設が実行される時は道路事業でさえも著しく企業性格をもつことになるであろう。……いわゆる公共事業も、独立採算の経営政策をとることによって、企業性格をもちうることを証示している。……」

したがって、法制的立場を捨てて経済制度としてみれば、地方公営企業概念は以上三つのカテゴリーの企業をすべて含むものと解釈しなければならない」（『公営管理』ページ 277）参照。

- (5) W・ロブソン著『東京都政に関する報告書』ページ 85。このような批判的見解に対して、他方では「地方公社は、地方行政において……他のどの地方行政の分野よりも、ここにおいて想像力に富む企業、融通のきく弾力的な見通し、近代的管理方式、長期経営、安定した方針、進取的、機能的指導力が促され、未来の発展が約束されているということが判明した」（Phillips, *Municipal Government and Administration in America.*）という対極的見解がある。
- (6) 拙稿「先進諸国の地域開発のための財政金融」（昭和同人会研究月報、1965年10月号）ページ 34参照。

- (7) このような、地方公社に関する財政的欠点について、上掲のフィリップスは、同じく非常に寛大であって、「地方公社は地方行政の有害な方便となり得る。公社は直接には選挙民や世論に対して責任がない。すなわち時には地方債の法的制限をのがれるために用いられることがあり、一旦地方債が発行されると、事業は自治体に移される」と述べている。

「地方公社は、大都市国内の単一団体では経済的能率的に企画、運営できない広大な地域と大人口に対する都市的サービス (urban service) の提供を可能にする。河川の汚れを除去せよという州の指令の結果生じたピッツバーグ大都市地域における汚物処理の必要は、アリジュニイカウンティ衛生公社によって充たされることになっている。港と輸送施設の単一管理は、ニューヨーク港務局によってなされる。そのような業務は既存の地方団体によってはうまく提供されなかった。

地方公社は、州憲法、州法による起債及課税の制限あるいは引上げ難い資産査定額という自治体財政の壁をつき破るところまで行くことができ、正規の地方財政を維持しながら、一拡大された新しい機能を営むことを可能にするのである。ある者は、地方公社を地方団体のそのような財政的制限をのがれる手段とみなしているが、公社の採用は、もしそのようであるとしても、それは全く、都市地域の拡大する需要を考慮しない現在の州の制限によって束縛されているため、そのようなごまかしに追い込まれるのだという事実を反映しているのである」(Phillips, "Municipal Government and Administration in America. p. 368～)

- (8) 一瀬智司著『現代公企業論』特に第8章。地域開発のため公企業が長期の債務を負う例は、多いが、上述のように民間企業設備投資を軽減するために殆んど直接的効果を生ずるような例は、フランスにおいては地方公共団体の起債制限が厳しいため、混合経済公社(第二次大戦後国有企業と1957年の地方行政法によって実施される)の造成する産業的、商業的公的施設(établissement public industriel ou commercial)工場用地造成のための資金、イギリス工業団地管理公社(国務省取得の土地管理)があり、イタリアの場合には地方政府が公共事業として工業用地を造成、売却、貸付をしている例をあげることが出来る、前掲拙稿「地域開発金融」参照。

### 第三節 独立採算制導入と地方公営企業の固定資本調達との矛盾

前節においては、地方公営企業の事業領域を考察し、基本的社会総資本にかかわる経済的運動法則に規定されながらも、具体的にいつ、いかなる事

業を企業として経営されるかということは、極めて流動的であり、財政的行政的見地からの政治的決定が大きな意味をもつことが明らかとなった。

このようにして、一度地方公営企業が形成されると、次には、上述の事業の性格から莫大な固定資本が必要とされ、公企業の特有の「資本構成」からこれを如何にして調達するかということが、理論的にも実際的にも重大な問題となる。

理論的な問題としては、政府にその財源を求める場合の基準—負担区分の問題、企業債の場合の金融市場を通ずる利子負担、金融支配の問題、受益者に料金を通じて資本負担すなわち、適正資本報酬を求める場合の資本の性格等であり、これらが公企業財務の実際の最重要問題の一つとなる。とくに、この場合には独立採算制の実際の意義が問題となる。

本節においては、料金による資本の調達の問題を次節に譲ることにして、他の諸問題を概観することとしたい。

そこで、まず最初に検討されなければならない問題は、地方公営企業（一般に公企業）は、企業であるとして、その成立の条件からして、果して、実体として「資本」を形成しているかどうか。

現代資本制社会における前述のような、大規模、共同的な生産をもたらした資本は、その所有形態において、ただ分散的私的所有を止揚したものであるにとどまらず、株式会社資本に典型的に示されるように私的所有・資本家的所有の枠内での所有の社会化、すなわち共同的所有とそれにもとづく利潤の配分形態—資本の株式への分割と配当—を生みだした。いわゆる自己資本は株式によって募集され、利率±危険負担=株価として資本機能から分離し流通過程にとどまり原則として企業にとっては償還あるいは返済を要さない。他人資本は危険負担を免がれ元利の償還を要する。このような所有形態によって個人的所有の枠を破った急速な資本蓄積を達成した。

この株式会社資本の場合、社債等の長期借り入れの他人資本は固定資本に投下された場合、利益処分として償還され、それだけ資本利潤を圧迫する要

因となる。

このような関係を大規模経営としての公企業にあてはめて考えると、政府の財政はいわゆる負担区分にもとづき出資者として公共投資の負担区分に相当する財原を出資し、公共事業および政策的に料金を抑制する分について負担金を支出することによっていわゆる自己資本を形成することが妥当である。

しかるに、公企業（公社形態<sup>(3)</sup>）および就中地方公営企業のこのような政府出資による自己資本比率は低く、厳しい政府統制のもとでの長期借入れに依存するのが現状である。

そこで、昭和39～40年のわが国地方公営企業制度調査会でもその主要検討事項の一つとして、「地方公営企業における自己資本をどう考えるか」という問題をとりあげ、自己資本の概念と機能をどう考えるか、適当な自己資本構成比率はどのようなものか等について審議が加えられた。

これは要するに、企業の赤字を解消するために財務管理上の圧迫要因となっている元本の返済と「公共的所有」との矛盾を調和する概念の必要を示すものということが出来よう。

すなわち、「地方公営企業における資本金は、自己資と借入資本金（主として企業債）から構成されているが、この資本概念中に借入資本金を含めたところに公営企業の特徴とその問題点があるように思われる」として、尨大な固定資本を必要とする地方公営企業を維持・拡大するためには、「私企業の経営者が株主に対して責任をもつ名目的、計算的な貨幣資本では利用者に対して十分な責任を果たし得ないであろう。少くとも、経営の実体であり、サービスの根源である実体資産を維持し、拡大せしめるような実体資本概念の確立が必要である<sup>(5)</sup>」という主張が強力になされた。

これは要するに、起債により形成され、かつ、（原価償却済）企業債償還済の固定資産（現状では耐用年限より償還年限のほうが短いために生ずる）を「自己資本」に含めてその適正資本報酬を独占料金によって徴収しようとするもの

である。

このような考え方は、例えば、一瀬氏によって次のように正当化される。

「その（公企業の一引用者）資本の意味するところは、資本が企業体自体の固有のものとして確定し、出資者たる国との関係において、企業自体の所有にかかる資産を保有すること」、したがって、「公営企業あるいは一般に公企業、公共企に業体の資本金を正味資産以外のものすることに賛成しがたいように思う<sup>(6)</sup>」と。

このような観点のもとでは、最近、都市公営交通事業の「公社化」が検討されはじめたように、独立採算制<sup>(7)</sup>の強化による自己資金の調達、合理化による収益および節約あるいは起債条件の改善を推進することが必然であろう。

収支の独立によって企業の支出を企業の収入に依存させる独立採算制は、国民経済的観点における経済資産の配分と利用の合理化、自主的経営にもとづく経営経済的合理化<sup>(8)</sup>に貢献するといわれるが、上述のような条件のもとでの地方公営企業の独立採算制の強化は、地方公共団体の財政力の中央政府への吸収、伝統的あるいは都市交通のような新しい地方行政の収益事業化、企業経営化という過程のなかで、ますます起債による現状弥縫に追いたてられる。その結果は、元利償還と減価償却との二重の圧力にますます苦しめられることとなる<sup>(9)</sup>。

以上本節においては、地方公営企業、公益事業、公共事業的性格より生ずる負担区分の問題については不十分な考察であったが、自己資本金と他人資本金との性格の検討を通じ独立採算制が、特に地方公営企業においては借入金の元利の重圧となって経営を圧迫するという矛盾を明らかにした。

起債制限を逃れるための「企業体」が、起債の元利によって破綻にひんしているのであって、ここからの退路は、料金以外にない。そこで、節をあらため、この問題を考察することとしたい。

注 (1) 占部都美著『公経営管理』ページ 287。「地方公営企業は莫大な固定資本の投下を特色とする公益事業を対象とする経営形態をなしている。他方において、公

益事業の需要は人口の増加と経済社会生活水準の向上によって増加し、その増加需要を充足するために常に莫大な固定資本の投下を必要としている。したがって設備資本の調達は公企業の財務において、最重要の問題の一つをなしている」

- 2) 昭和40年の地方公営企業制度調査会の答申をまわって措置された政府の対策について、吉岡健次氏は、「公営企業の経営基盤の強化、健全化の名目で、地方公営企業の独立採算制の強化、料金引上げの基礎がつくられたということである。

公営企業の基盤強化策の一つとして一般会計との負担区分の合理化というのがある。これは、従来とかくあいまいになっていた一般会計との負担区分を明らかにし、次の場合に限り一般会計で負担し、それ以上は独立採算を堅持させようということである。

(イ) 消火栓の設置経費のように、当然税で支払うべきもの。

(ロ) 料金だけではペイできないもの。たとえば、交通における不採算路線のばあい、あるいは、地下鉄の建設拡張のばあい（利子補給）

(ハ) 財政再建の適用をうける交通、水道、病院など（利子補給）」

吉岡健次「転期に立つ地方財政—44年度地方財政計画批判」(雑誌「自治研」1969, 5月号)と述べている。

- 3) 米国における Government Corporation のうち公共企業体の形式をとるものは、T. V. A. を典形として、Port of New York Authority をあげることができる。T. V. A. は、いわゆる自己資本をもたず、連邦予算のなかの Fund によって経営される独立採算公社であるが、このようなアメリカのいわゆる循環基金制度は、固定資産の他に創業時における不可欠な固定的性質を有する一定の流動資産の獲得に対する出資金である。1935年法改正以来建設資本運用の自由も喪失して議会の支出決議を要することとなっている、また、Panama Railroad Company、Inland Waterways Corporation, U. S. Housing Authority, Reconstruction Finance Corporation 等大多数は株式会社形態であり、政府または全額政府出資の復興金融公社の出資による支配を受けるほか“Government Corporation Control Act 1945 によって予算統制、会計検査、債券発行について統制を強められた。なお、このような Government Corporation は1932年で総数150企業、資産200億ドルに達しており、当時最大の民間企業A. T. T. C. の資本金は35億ドルであった。また、それは1952年では総数115、政府出資総額は120億ドル、債券発行能力は320億ドルとなっている。

また、イギリスの公有化企業においては第二次大戦後の買収に際して、株式と交換に債券が発行されたことは周知のところであるが、その額は、総計25,010万ポンド（運輸11億3200万、電気5億0800万、石炭3億8800万、ガス2億2900万

鉄全国2億4400万)にのぼり、その後の発行は1956、3月まででは合計16億ポンドとなっている。

このような膨大な長期資金需要から1956年財政法の改正によって、全ての公企業の長期借入れは全て、政府支出として統制されることになった。

- (4) わが国の地方公営企業の自己資本比率は、公益事業としての性格が強く、30年代のいわゆる高度経済成長期の需要増大による拡大によって、年々他人資本依存を強めている。次の第七表参照。

第七表 わが国地方公営企業の自己資本比率

事業	年度	30	33	34	35	36	37	38		
								平均	最高	最低
水	道	73.1	62.7	58.4	54.6	49.3	43.9	37.9	93.4	0
交	通	71.9	57.8	51.6	43.7	33.4	23.0	19.0	68.1	0
病	院	42.8	34.3	33.5	30.7	26.5	28.1	29.1	91.7	0

『地方制度調査会資料』ページ 35。

- (5) 『地方制度調査会資料』(自治省) ページ 175~177参照。なお、日本電気電話公社等のわが国三公社の場合の資本金は、貸借対照表の貸方勘定の借入資本、引当金を除くいわゆる自己資本に相当するもののみを資本金としている。
- (6) 一瀬智司著『現代公企業論』ページ 53。なお、ここで一瀬氏は「水道局の資本金は自己資本金と借入資本金からなっており、そのほかにさらに固定負債、流動負債があることで、水道局の自己資本金はわかるとしても借入資本金と固定負債はいずれも企業債に関するものであるから……それを借入資本金という負債とも資本ともつかないものを資本金のなかに算入していることは非常に独特でその理由づけに苦しむところだ」とも述べている。

このような考え方を私的資本に適用すれば、株式会社の所有する正味資産こそが資本であって、株式所有者は資本所有者ではないということになり、一瀬氏の「資本と経営との分離」という意味がはっきりすることは、本稿でもすでに指摘した、第一節参照。

- (7) 日本経済新聞、昭和44年8月29日よると、自治省は、昭和45年中に結論を得ることを目途として、先の地方公営企業法で拓かれた地方公共企業体化の具体的諸問題の検討をはじめたと報ぜられ、この場合一層の独立採算制の遵守による経営の弾力的、伸縮的改善によって累積する赤字問題、交通渋滞の問題を解決したいとしている。同紙によれば地方公営交通赤字の原因について「自治省ではその最大の原因はやはり「親方日の丸」的な、企業努力に欠ける容易な経営態度にあるとし、これを打破するには公社化が最も適した経営方式ではないかと考えてい

る。自治省は公社化の利点として①人員の削減、不採算路線の廃止、効率的な車の配置など合理化が行ないやすい。②地方議会から無用な制約を受けなくて済む。③厳重な地方公営企業法のわくからぬけ出した弾力的な経営を行ないやすい……」と、①くびきり合理化、②地方自治の否定、③もぐり起債等脱法行為の是認を公社化の利点としている。

- (8) 占部都美著『公共企業体論』ページ 244～248。
- (9) Chales R. Adrian によれば、第2次世界大戦後米国地方債は25倍になったが、その主要な要因は時の高速道路財源および、地方政府の学校および公営企業の三つであるとされる (States & Local Government, ページ404)。地方政府の公債発行 (長期借入れを含む) は、中央政府と地方政府の関係如何に関係あることだが、中央政府の投資計画、金融計画との調整を要請される。イギリスは地方自治の典型的な発展をみた国とされるのであるが、地方政府の長期債務は保険大臣の承認、公共投資委員会 (English Public Works Loan Commission) の承認による政府貸付および地方庁債法 (Local Authority Loan Act), フランスは、県 (Department) が中央政府の地方行政機関であるという事情もあって、地方政府の独自の起債は行なわれない。(拙稿「先進諸国の地域開発のための財政金融」ページ 35)。アメリカの場合には、州の規制地方政府の私的企業補助財源の制限等 (States Constitutional Statutory Restriction 詳細は Charles R. Adrian "State and Local Government ページ 389～on Local Government" New York 1964. 参照) および住民投票 (Popular approval or Referenda) による Authorization Home-rule Charter of Local Government の支配下にあり、また、証券発行による起債は、1955年証券法による各種委員会の承認を条件としている等、厳重な規制を受けている (同前ページ37)。これに反して公社設立 (Municipal Corporation) あるいは Special District 例えば、San-Francisco Bay Area Rapid Transit District (自治連合公社) (カウンティ連合の500万\$の債券発行による出資) は、投資金融市場の規制にのみ服する。フィリップスは、「収益を生む事業の資金をまかなうための収益債券を発行するために特別区あるいは地方公社を設立することを認めてきた。これら地方公社は、大規模のもの、小規模のものも過去30年間に急速に数を増してきた。一般に、これら特別区によって建設、維持、運営される事業の種類は、事業の所要経費の全部をまかなうのに十分収益を生むことができるものであり、地域社会における自由企業の精神を犯さないものである) (Municipal Government and Administration in America) とのべ、Port of New York Authority, Metropolitan Water District of Southern California, Sanitary District of Chicago, Hartford County Metropolitan District を列挙している。そして、州憲法、州法等による起債制限が「都市地域の拡大する需要を考究」していないため

これをのがれる「完全に適法な企て」であるとしている。

このことは次の第八表のいわば過疎地域における地域的行政的需要をのがれるための「公社」にも妥当しなければならないのであるが、その場合にも「完全に適法」と云えるであろうか、甚だ疑問である。

第八表 大規模地域開発公社債

発行年度	発行主体	受益会社	発行金額	証券種類
1961年 以前	メイフィールド(ケンタッキー州)	ジェネラル・タイヤゴム会社	百万ドル 90	収入債
	シュレーヴホート産業開発公社(Board)	?	920	一般債
	モーヴィル産業開発公社	?	600	一般債
1961年	ダヴィドソン郡産業開発公社(テネシー)	ゲノス Co.	1,000	収入債
	ブラドレー郡産業開発局(テネシー)	オーリン Co.	1,400	収入債
1962年	チェロキー郡(アラバマ)	アムール Co.	2,500	?
	オペリカ(アラバマ)	U. S. ゴム Co.	2,500	収入債
	ブラドレー郡産業開発局	?	500	—

資料は“Local Industrial Development Bond Finacing 1963. U. S. G. N. より作成抽稿上掲ページ39より転掲。

#### 第四節 資本報酬のコスト化

独占資本における価格原則は、自由競争の支配する生産価格の法則(費用プラス平均価格)の貫徹する市場支配原則に代って、フルコスト原則あるいは独占価格の法則(費用プラス独占利潤)である。

したがって、独占資本主義とはたんに独占資本の市場支配力によってフルコストが、本来、剰余価値あるいは利潤の蓄積である各種積立金や拡大投資の引当金等が「未来費用」としてコストに算入され、利潤が保証されるにとどまらず、国家権力による国民所得再配分による利潤が保障される体制であ

る。

公企業は、国家的規模であれ地方的規模であれその独占的性格を第一の特徴とし、独占価格を成立させる経済的必然性をもつ。

しかし、他方では、公企業は既述のようにその独占は本来の意味における独占資本の一般的・共同社会的な生産諸条件を維持、経営するところにその存立の基礎がある。このような従属的性格から、第一の規定は、公企業の総生産物価格についてのみ妥当する差別価格体系によって裏づけられている。したがって、本来的独占の上述の最大限利潤は、この差別価格体系によって保障されているのであることに留意されなければならない。

したがって前節で考察した固定資本（他人資本）調達およびその利息が費用として意識されるのであって、独立採算制のもとでは、これは当然のこととして収入に直結されるのである。

この点について、竹中龍雄氏は、「独立採算制は料金と直結する。ここにおいて、収支の単なる均衡はむしろ例外であり、通常は、若干の余剰がえられる。なんととなれば、資本主義経済における公企業は、単に収支の均衡をえるだけでは、ゴーイング・コンサーンとして自己を維持し、発展させることができないからである。最小限、危険保険料に該当する余裕をもたなければならない。しかし、それだけでは必ずしも十分でなく、なお、若干の余裕をもつことが必要となる場合が多い。

たとえば、公企業の創設および拡張の際の固定資産の調達は、公債によるのが普通であるが、この種の公債は期限のきたときは返済しなければならない。しかし、公企業はゴーイング・コンサーンであるから、理論上は借替えを永久に繰り返してもさしつかえないわけである。ところが、それは事実上不可能といってもよく、また、そのようなことをするときは、国および地方自治体が一般行政のために発行する公債を圧迫することになる。……

したがって、公債の返還は、利益から行なわれなければならないのである。

さらに、起債できない不足部分を過去の利益と将来の利益で充足する必要

を生じるのであろう。起債が十分にできないとあって、不足分だけ事業の拡張の規模を縮小するときは、サービスを悪くすることになるので、それは企業として避けねばならない」と。

見られるとおり、独立採算制のもとにおいては、利潤を含む料金（価格）が当然あり、財政の都合により出資、起債が不可能な場合には拡大資金を価格に含めて収支とすることが当然であるとする。この意味において、巨大独占企業による自己資金蓄積の論理を公企業に適用していることは注目されなければならない。

公企業は大部分が自己資本金をもたないため原則として固定資産の耐用年限にあわせて他人資本（起債）の元利償還がなされるべきとされるのであって、料金（価格）は、原価償却費とともに二重に算入され、引上げられる。かくして、起債の償還が完了した場合、現実には償還年限は耐用年限より著しく短いため、今度は逆に価格引下げ要因として作用すべきであるにもかかわらず、先の独占的地位および現代財政の特徴よりして現実に価格の引下げは難しく、著しく収益事業化する可能性と現実的基礎を獲得することとなる。

既述のように、わが国の地方公営企業制度調査会（昭和39～40年）は、地方公営企業の赤字解消を当面の最重要課題として、「企業性と公共性の調和」を中心とする「地方公営企業の改善に関する答申」と「財政再建についての当面の方策」の二つの答申を行なった。

その審議に際して、「新規又は拡張建設にあたって妥当自己資本構成比に達していない事業には、一般会計から追加出資をおおぐこととするか。あるいは、料金中に建設所要額の一部をおり込んで措置すべきか」という、独立採算制を前提とした設問をおこない、期待通り、水道、交通事業当局から料金算入の要望と引上げ答申を引きだした。

このような、フルコスト原則は既に次の第九表に明らかなように一部実施されているのであって、今後もこのような傾向は独立採算制（企業的経営）が前提されるかぎり助長されるであろう。

第九表 建設改良等費用の料金原価算入例

事業	算入要素	備考
水道	配水管等の整備拡充費を自己資本造成費として算入	—
電気	自己資本投資の5%企業債による投資の2%	省令昭和35年第8号
ガス	固定資本簿価の2%	通達昭和32年 公第436号
下水道	稼動資産の2% (東京)	—

資料 『地方公営企業制度調査会資料』より作成。

そして、このような収益的経営においてはコールの次のような主張<sup>(4)</sup>がそのまま妥当する。

「国民所得が不均衡であり、国有企業の消費者の大多数が中下層階級であるときは、国有企業の収益主義的経営は中下層階級の搾取を意味し、又従業員労働者の賃銀給料を圧迫することになる」

注 (1) 竹中龍雄著『地方公営企業論』ページ 163~164。さすがに、みられるように氏は、業界代表のように、利益の費用化を主張してはいない。しかし、公企業の企業性を強調して、利潤および価格の引上げを独立採算制の必然として疑問がないのである。このような主張は竹中氏のみでなく、支配的な見解であるが、Drummond は原価に加えて、留保および更新資金 (Reserve & Renewal Funds) の必要を強調している。

(2) 現在アメリカ合衆国においては、地方公営企業 (Municipal Corporation) の収益的経営が顕著であり、合衆国都市支配人協会によれば、人口2万以下の市では市収入の全額を公企業から得ている事例もあり、大都市でも、オースティン (テキサス州)、コロラドスプリング (コロラド州) ジャクウィル (フロリダ州) では収入の4/5は公企業収入でまかなわれているという。“Municipal Finance Administration” The International City Managers Assosiation, p. 44 参照。

(3) 前掲資料によると、交通事業の要望は先行投資について内部留保配当と同様にコストに算入すべきであり、原資償却を地方公営企業法施行令第24条利益の処分の規定にもかかわらず、原価に算入すべきであるとしている。

(4) G・D・H・コール, (The Essentials of Socialization.)

## む す び

W・ロブソンは大都市交通について、一元化された公共旅客輸送機関の経営を提案しているが、それにつけて、「財政に関する限り、東京大都市圏全体の公共旅客輸送機関の統合体であっても、やはり運行費用、十分な減価償却、資本利子まで含めて完全にその収入でまかなうことはできないであろう。これは、ロンドンでも、ニューヨークでも、パリでもやはりできなかった。しかしながら交通企業に財政的な自立を要求することは近代化された状態のもとでも本来困難なことである」として、ロンドン運輸公社は1966年590万ポンド、パリ自治運輸公社は1965年1億4,140万フランに達する実質的赤字（中央政府補助金）、ニュー・ヨーク市高速鉄道公社は1966年6,060万ドルの赤字となっていること、1964年ロンドン運輸公社はついに公共性と独立採算制の公社に課されている基本的義務を「同時に遂行することは、もはや不可能であると宣言した」ことを明らかにしている<sup>(1)</sup>。

このような指摘は、すでにわれわれがみてきたように、公企業とりわけ規模の小さい地方公企業について妥当するものと考えられるのであって、先に第三節注7で指摘したようなわが国大都市交通対策は時代錯誤といわなければならない。

現在、地方公営企業（一般に企業）の当面する問題は、われわれが、その主要な問題の一つである「資本」設備の新設更新拡張資金の調達の問題を通じて明らかにしたように、まず、第一に、社会総生産＝総資本の問題として、その根本を把握しなければならないということであった。したがって、このことはいわゆる公企業と政府財政との間のいわゆる負担区分の問題については最も基本的な規定要素として考えられなければならないということである。

このようにしてはじめて、公企業の企業としての基準とされる独立採算制

がもつ現代的意義が解明される。

結論的にいえば、独占資本の共同社会的諸条件の企業的経営の経済的基盤は存在しないが故に公的に経営されるのであって、地方公営企業についてはとくにそうであるということである。<sup>(8)(9)</sup>

#### 〔補注〕

誤解を防ぐために若干の補足をしたい。

第1点は、筆者は本稿（特にページ127）において、政府（地方公共団体を含む）の一般会計からのいわゆる資本出資を無条件に主張するものではないということである。

政府出資の増加が一般に公企業の採算を有利にし、それだけ民間資本の投資あるいは販売機会を拡大するという点をおくとして、当該事業の社会的性格にもとづく「負担区分」による政府出資についても筆者は、この出資の適否を問題とするまえにまず、その前提となっている事業の「企業的経営」の適否こそが問題であるという立場をとっている（拙稿「公企業の財務管理——独立採算制と財政の受益者負担原理」）のであって、政府出資の増大を主張することが妥当性をもつのは、ただ「自己資本」の増加によって、現実に存在する利用者負担の不合理——逆進的負担が緩和される限りにおいてである。但し、自己資本が増加しても大衆的料金が低廉となる保証はない。

第2点。本稿の主題は、一度独立採算化あるいは行政の企業化が成立すると、次には「資本」概念が自立し、政府出資が少ないことあるいは存在しないこと——いいかえれば「民間資金」による公企業経営が、政府・議会からの経営の独立として資本所有にもとづく支配からの独立＝社会的所有にすりかえられるという主張の批判にあった。

政府・議会の所有にもとづく支配からの独立ということは、階級社会においては支配階級の権力を通ずる——間接的支配からの独立ということであって理論的にも論理的にも、支配階級の支配からの独立を一義的に意味するものではない、のみならず、かえって支配階級の直接的支配に属する——いいかえれば、ただたんに間接的支配から独立するにすぎないのである。

すなわち、自己資本といい他人資本というも、その区別はいわば利潤を保障する会計技術上の便宜的な区別にすぎず、ともに「価値を増殖する価値」としてその本質を共通にする。いわゆる政府所有によらざる公企業は、この資本の本質規定に着目して考察されるとき、その所有にもとづく支配関係を端的に露呈する。まず第一に、普通株式会社の例と同様に、出資の絶対量ではなく相対的大いさが決定的であり

政府の独占的出資のもつ支配力は決定的である。また出資層の場合においては株主総会等、所有にもとづく企業に対する直接的関与の場合は形成化し、金融的支配（内部留保を含む）が決定要因となるとされているのと同様に、いわゆる他人資本を通ずる金融的直接（国家権力を媒介としない）支配が成立する。

- 注 (1) W・ロブソン『東京都政に関する報告書』ページ 73～74。  
 (2) 柳瀬良幹論文「地方公営企業の疑問」（『地方公営企業論』（地方自治研究会）収録）参照。  
 (3) 羽仁五郎氏は「最近、住宅、道路そのほか都市自治体の自治行政に対する公団・公社・公庫そのほか特殊法人の侵略の増大は、自治体を侵略しなければ独占資本は存続することが出来ないというところまできているからであろう」

「公営事業の受益者負担とか、独立採算とか企業性とかの概念が、財政における主権在民および社会保障に逆行するものである……税金を納めている国民が揺籠から墓場まで、その生活のあらゆる面で国家および自治体から無料のサービスを受けるといふ方向に逆行し、国民の税金の国民への還元や社会保障を、親方日の丸と逆宣伝する。

「税金を出している市民から、水道料金はとってはならないと決定すれば、その税金を都市自治体から国がよこどりして、本来都市自治体がつかうべき税金を中央政府官僚制と独占資本との結合である公団などが乱費することはできなくなり、都市自治体財政の貧弱なために「能力」がないことにより、都市開発整備公団、案が出てくることもない」（『都市の論理』ページ 447～454）と公団等と独占資本の関係を指摘している。

このような『論理』について検討する場所ではないが、これに対して「重要な理論的問題をぜんぶぬきさって提出される」「主観的な構成物」（雑誌『経済』1969.4. ページ 73）という批評と「全体を通じて論理の筋がまことに明快に通っており……非常に有力な理論的根拠」（浪江虔書評月刊『自治制』1968. 11012）という両論があり、評価の割れるものであるが、以上われわれの検討から、都市公社等は、ただ都市市民が決議すれば独立採算がなくなるといったものではなくこれが成立する客観的な根拠をもつものだということは指摘されなければならない。なな最近竹中氏は、このような見解について厳しい批判を行なっている（「水道料金の一重要問題」雑誌『都市問題研究』第21巻9号）